最終更新日:2015年6月29日

株式会社ダイドーリミテッド

取締役社長　大川 伸
問合せ先:取締役執行役員　経理財務担当　福羅 喜代志
証券コード:3205
http://www.daidoh-limited.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「お客様第一」「品質本位」の経営の基本方針を維持し続けることによって、1879年の創業以来培ってきた“信用”をさらに高めるための行動規範を制定し、代表取締役社長がその精神をグループすべての役職員に継続的に伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理観により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オンワードホールディングス	7,600,000	20.16
株式会社ソトー	1,595,000	4.23
三井住友海上火災保険株式会社	1,292,700	3.43
三井住友信託銀行株式会社	1,134,000	3.01
株式会社みずほ銀行	1,128,387	2.99
明治安田生命保険相互会社	931,081	2.47
ダイドーリミテッド取引先持株会	519,648	1.38
栗原株式会社	417,855	1.11
ダイドーリミテッドグループ福祉共済会	369,318	0.98
資金管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	361,800	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮本　嘉興	公認会計士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮本　嘉興	○	――	公認会計士として財務および税務に精通しており、豊富な経験と実績ならびに幅広い知識と見識に基づき、当社の社外取締役の職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、当社と宮本 嘉興氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人より定期的に会計監査に関する説明を受けており、必要に応じて情報交換等の連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田口　哲朗	弁護士													○
武田　昌邦	弁護士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田口　哲朗	○	―――	弁護士として企業法務に精通しており、専門的な知識と経験に基づき当社の社外監査役の職務を適切に遂行していただけると判断しております。 また、当社と田口 哲朗氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと考えております。
武田　昌邦	○	―――	弁護士として企業法務に精通しており、専門的な知識と経験に基づき当社の社外監査役の職務を適切に遂行していただけると判断しております。 また、当社と武田 昌邦氏との間に特別の利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれはないと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプションを導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明

2014年（平成26年）7月7日開催の取締役会において、当社取締役・監査役および執行役員に新株予約権の付与を決議しております。

決議の内容
新株予約権の個数 721個（付与株数72,100株）
行使価格 1円

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2015年（平成27年）3月期に取締役に支払った報酬は、141百万円です。
報酬限度額（株主総会の決議による限度額）は年額180万円です。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

主要な会議等に出席し、取締役・監査役から重要事項に関する説明を受けるとともに、関係部署から逐次連絡を取るように体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ随時臨時取締役会を機動的に開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行の状況を逐次監督しております。
また、執行役員会議（取締役・監査役・グループ各社の執行責任者および管理部門の責任者による会議）・事業会社ごとの月次会議（アパレル部門の販売状況・各ショップの実績や今後の対応などの報告会議）を開催し、職務執行の報告を受けております。
監査役は、上記各会議に出席するとともに、主要な稟議書やその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員からその説明を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役体制の強化によりコーポレート・ガバナンスの実効性を上げることが最適であるとの考えのもと監査役制度を採用しており、専門的見地から有益な助言を得るために社外監査役を選任しております。
また、取締役会の活性化・高度化に向けて、グループ全体の視点から活発な議論と適切な意思決定が行われるよう、執行役員制度を導入するとともに、経営の透明性をさらに向上させコーポレートガバナンス体制の一層の強化をはかることを目的として社外取締役を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	海外在住の株主も多く、より多くの株主に議案内容をご理解いただき、議決権の行使を行っていただけるよう早期に発送しております。 2015年（平成27年）3月期は、株主総会の24日前に発送いたしました。
招集通知（要約）の英文での提供	外国の株主に議案内容をご理解いただき、議決権の行使を行っていただけるよう提供しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末・第2四半期の決算発表後、速やかに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL http://www.daidoh-limited.com/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経理財務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSM2000（コンプライアンス サプライチェーン マネジメントシステム）認証取得、品質・環境・社会的責任・健康・経営システムに関する認証、エコネットワーク参加。 「お客様に対する商品の安全の保証と品質の保証の仕組みづくり・その仕組みの維持」を主な目的とした『ダイドーエンゲージメント』（ダイドーリミテッドグループのお客様へのお約束）を発足させ、サプライヤーと共にこの活動に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制
取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりであります。

1. コンプライアンス体制
（取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制）
当社は、「お客様第一」「品質本位」の経営の基本方針を維持し、創業以来130年以上培ってきた“信用”をさらに高めるため「企業行動規範」を制定しております。代表取締役社長は、その精神をグループすべての役職員に継続的に伝達し、法令遵守と公正で高い社会倫理観に基づく行動を促し、広く社会に信頼される企業活動を行なうことを徹底しております。
取締役会は、社外委員を含む独立したコンプライアンス委員会を適切に運営しております。
また当社は、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営しており、これによって通報または告発しても、当該役職員に不利益な扱いを行なわない旨等の規程を制定しております。
中国子会社においては、地域の特性を考慮し、同様の体制の整備・運用を行なっております。

2. リスク管理体制
（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）
取締役会は、「リスク管理および管理委員会規程」を制定し、各部門担当取締役および部門業務執行責任者とともに、リスクの管理を行なっております。
リスク管理委員会は、全社的なリスクを総括的に管理しており、定期的に取締役会および監査役に報告を行なっております。
また、取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善につとめております。

3. 取締役の業務執行
（取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制）
当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行なうほか、機動的に意思決定を行なうため随時臨時取締役会を開催しております。
さらに、取締役・監査役・グループ各社の執行責任者および管理部門の責任者により構成される執行役員会議を毎月開催し、各部門の状況・問題点等を把握し、監督・改善を行なっております。
また、重要な申請・報告等の事項については、グループ共通の「稟議規程」により、適切な管理を行なっております。

4. 企業グループの内部統制
（企業集団における業務の適正を確保するための体制）
当社は、業務の適正な実行・財務報告の適正性の確保のみならず、内部統制の有効性を高めるため、企業集団全体を対象にした内部統制室および内部監査室の機能を強化し、活動の充実をはかっております。

5. 業務情報の管理
（取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制）
取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「規程管理規程」および「文書管理規程」に従い、当該情報を議事録等文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切に管理しております。

6. 監査役の補助者
（監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項）
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。
監査役が指定する補助すべき期間中、指名された使用人は、取締役の指揮命令は受けず、指揮権は監査役にあります。

7. 監査役への報告・監査役監査
（取締役および使用人が監査役に報告するための体制および監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制）
取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを認知したときは、法令および社内規程に基づき直ちに監査役に報告することとしております。
監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、執行役員会議等の会議に出席し必要に応じて意見を述べております。監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求め、適時に事業場・子会社等への往査を行なっております。
また、監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち意思疎通をはかっております。
監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を密にして相互の連携をはかっております。。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止・当該勢力による被害を防止するため、経理財務部を対応統括部署とし、地域における特殊暴力防止対策協議会に参加して、警察署とともに定期的に情報交換を行っております。
また、社団法人特殊暴力防止連合会に加盟し、情報の収集を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

ダイドーリミテッドグループ　コーポレート・ガバナンス体制

